

平成 2 5 年 第 4 回定例会

(1 2 月 1 2 日)

一 般 質 問 資 料

(2 回 目 以 降)

自由民主党千葉市議会議員団
向 後 保 雄

平成 2 5 年 第 4 回 定 例 会 (1 2 月 1 2 日)

二 回 目 か ら 一 問 一 答

通 告 時 間 : 2 5 分

1 中央区の諸問題について

(1)新宿小学校の過大規模校化への対応について

ご答弁ありがとうございました。それでは、2回目以降は、一問一答で質問をさせていただきます。

<質問2>

ただ今のご答弁では、12月1日現在32学級で955人とのことですが、それでは、今後の児童数の推計はどのように予測しているのか伺います。

<答弁2>教育委員会（教育次長答弁）

本年5月1日の学校基本調査結果に基づく推計では、平成26年度の児童数は、1,011人、その後、29年度までは増加、30年度以降は、ほぼ横ばいになると見込んでおります。

<質問3>

ただ今のご答弁によれば、平成29年度までは増加をし、30年度以降は、ほぼ横ばいになるとのことですが、6年生の分教室対応は、当初の説明では、7年程度と聞いておりましたが生徒が減らなければ継続せざるを得ない訳ですから、今後の問屋町地区のマンション建設による人口増加によるということだと思えます。

それでは、次に伺いますが、分校と分教室との違いは何か、その定義はあるのでしょうか。

< 答弁 3 > 教育委員会（教育次長答弁）

法令では、特段の定義はありませんが、文部科学省の解釈では、分教室は、本校舎の一部とし、分校は、一つの独立した学校であると考えられております。

< 質問 4 >

ご答弁ありがとうございます。今回の場合、分教室ですから本校舎の一部である、とのことですが、分校ではなく分教室として位置付けた理由は何でしょうか。

< 答弁 4 > 教育委員会（教育次長答弁）

増築する校舎は、本市の更科小学校富田分校とは違い、本校舎との距離が短く、また、新宿小学校の学校行事等は、1年生から6年生まで一緒になって行うなど学校運営は一体のもので、一般的な分校の概念とは異なることから、分教室として位置付けたものです。

< 質問 5 >

ご答弁ありがとうございます。あくまでも、新宿小学校の行事等は6年生も一緒であるとのことですが、4年生5年生でなく、小学校6年生を分教室に移す理由はと言うことでしょうか。

< 答弁 5 > 教育委員会（教育次長答弁）

分教室から本校舎への子どもたちの移動に際し、学習効率にも配慮しながら、安全確保を最優先とするこ

とや、学校行事での中学生との交流などにより、小中連携の効果がより期待できることから、6年生を分教室に移すこととしました。

< 質問 6 >

ご答弁ありがとうございます。6年生を分教室に移すことについては理解できました。中学生との交流によって、小中連携により中学生ギャップが解決することを期待したいと思います。

それでは、分教室に移る6年生の給食はどう対応するのでしょうか。

< 答弁 6 > 教育委員会（教育次長答弁）

給食は、「新港学校給食センター」から配送する予定となっております。なお、給食費と栄養価は小学校高学年と同等とします。

< 質問 7 >

分教室の登下校の安全対策はどのように取り組んでゆくのでしょうか。

< 答弁 7 > 教育委員会（教育次長答弁）

小学校では、分教室の安全な通学路の検討を行うとともに、セーフティウォッチャーの配置場所の見直しを図っております。

また、教育委員会としても、これまでの学校適正配

置における統合校と同様に、安全指導員の配置に向けて検討を進めております。

なお、新宿小学校区においては、保護者・地域の方々などによる登下校の見守り活動が熱心に行われていることから、引き続き協力を得ることにより、安全対策の強化に努めて参ります。

< 質問 8 >

分教室の登下校時の安全対策については理解できました。保護者・地域の方々が連携して児童の安全対策にご協力いただきたいと思います。

ところで、将来的には、新宿中学校の生徒の増加が見込まれると思いますが、その対応について当局はどのような見解を持っているのでしょうか。

< 答弁 8 > 教育委員会（教育次長答弁）

本年5月1日の学校基本調査結果に基づく推計では、新宿中学校の平成26年度の生徒数は、401人で、その後も増加傾向にあり、32年度には2教室の不足が生じるものと見込んでおります。

今後も、学区周辺の宅地開発状況や児童生徒数の推移を注視し、必要に応じて、特別教室等の普通教室への転用やプレハブ校舎の設置などについて検討して参ります。なお、増築する校舎は、新宿小学校の教室不足が解消された後は、中学校の教室として有効活用することとしております。

< 要望 >

ご答弁ありがとうございます。

新宿小学校の過大規模校化の問題は、最初にお話ししました通り、今から4年前に新宿小に通う神明町・出洲港の児童たちが、寒川小学校に学区変更する提案が教育委員会から出されたことに対して、2600名強の署名とともに新宿小学区の維持を求める請願を提出し、教育委員会の理解を得て新宿小学校を中心とした地域コミュニティを維持しながら学区を維持するためにはどうしたらよいかとの議論を地元自治会役員、PTA役員、青少年育成委員会の皆さんが集まり協議した結果、6年生が新宿中学校に移動することで教室不足を解決しようと決まったわけでありまして。今月の14日には、6年生の分教室化について地元説明がありますが、過去のいきさつをしっかりと説明していただき、6年生の分教室対応のご理解をいただくことが重要であります。

急激な人口増加によって新宿小学校が過大規模校化してしまったことは現実として受け入れざるを得ません。現在問屋町地区の児童で新宿小学校に通っている児童は約200名ほどですが、1歳から6歳までの幼児は約400名いるとのことですから、皆が新宿小に行けば今の倍の児童数となるわけですから、これは大変なことだと思います。かといって問屋町の児童を他に学区調整するわけにもいきませんし、今後マンション建設可能用地はまだありますので、今後も児童の増加が継続する可

能性はないわけではありません。地域コミュニティーを維持しながら過大規模校化を解決するには、6年生の分教室対応が必要なのであります。このことをしっかりと保護者の皆様にはご理解をいただくよう教育委員会の対応を要望いたします。

ところで、新宿小、新宿中の児童数増加に関連しますが、また一方で、幸1中と幸2中が統合されるという話を千葉港地区の保護者から聞きましたが、千葉港地区の子供たちは学区調整の被害者であります。幸2中の方が生徒数も多い中で、幸1中を残すとの意見があるが納得できないとのご意見をいただきました。学校の統廃合については、地域の住民の意見を十分に聞いていただくように要望いたします。本来地域コミュニティーの点からしたら中央区ですから、新宿小・新宿中に行くところですが、新宿小の過大規模校化のためそれがかなわないのであれば、少なくとも登戸小・新宿中という選択はできなかつたのでしょうか。以前、幸三小に通う千葉港の児童の保護者から青少年育成委員会の活動と地域コミュニティーの違いで不都合を感じているとのクレームもいただいたことがありました。

学区調整や学校の統廃合を行う場合には、地元住民のコミュニティー維持を第一に考え進めていくことを要望いたします。幸2中に通う千葉港地区の児童については、学区調整の犠牲者であることを踏まえ、今後の統廃合においては、きめやかな対応を要望いたします。

(2)台風の被害対策について

< 質問 2 >

次に、台風の被害対策についてですが、ご答弁ありがとうございます。

市街地では騒音も高く、高層ビルが乱立し音が通りにくいため防災無線が聞き取れないことは十分理解できます。それに代わる様々な対策が必要であります。安全安心メールもそのひとつであります。今回も、避難勧告が安全安心メールから流れましたが、避難勧告をするタイミングについて伺いますが、いつの時点で避難勧告を出すことになっているのでしょうか。また、今回避難勧告を出した地域はどこでしょうか。

< 答弁 2 >

市長が避難勧告を行う場合は、災害対策基本法に基づき行うこととされておりますが、災害の状況に応じて様々な場合が想定されることから、災害の推移により、河川等がはん濫危険水位を突破し、洪水のおそれがあるときや避難の必要が予想される各種気象警報が発表されたときなど、地域防災計画に発令基準を定め、行うこととしております。

今回、台風26号の通過に伴い、避難勧告を発令した地域は、草野都市下水路周辺の地域であり、水位が基準水位に達し、引き続き水位の上昇が見込まれたことから、勧告を行ったところ です。

< 質問 3 >

ご答弁ありがとうございます。それでは、床上浸水、床下浸水等の水害被害状況、その他の災害も含めて災害被害状況については、どの地域でどのような被害が発生したのかデータは残されているのでしょうか。

< 答弁 3 >

災害被害の状況については、平成元年以降、床上浸水及び床下浸水や道路冠水が発生した箇所などをデータとして管理しており、台風等大雨時におけるパトロールや予防対策等に活用しているところです。

< 質問 4 >

ご答弁ありがとうございます。被害状況のデータが残されているのであれば、今回のような10年に一度の大きな台風で、まして、満潮時と重なるとなれば、床上浸水の危険は十分予想されることですから、実際に雨足が強くなってから避難勧告を出すのではなく、予想される早い時点で避難勧告をすべきではないのでしょうか。台風ですから、暴風雨がかなり強くなってからでは避難場所に行くこともできません。被害が予測できる早い時点で避難勧告を出すように避難勧告のタイミングを再検討していただきたいと思います。

最後に、台風の接近と可燃ごみ収集日が重なった場合です。今回の台風26号によって可燃ゴミがゴミス

テーションから流されてしまうという被害があった地域はあるのでしょうか。

< 答弁 4 >

台風 26 号においては、中央区弁天の住民から、可燃ごみが流されたと、中央・美浜環境事業所に通報があり、当日、回収しました。

< 質問 5 >

ご答弁ありがとうございます。可燃ごみが流されるという被害は弁天町の 1 件以外はなかったようですが、神明町の床下浸水した住民からの話では、水が引いた後には、庭にごみが散乱しているとのこと。このような危険のあるゴミステーションには自治会でゴミを出さないようにし対応するしかないと思いますが、水が引いた後に残った他人のゴミは、ゴミ袋が有料化したのちは、ゴミ袋の配布はしてもらえるのか、また役所に申し出れば回収していただけるのか伺います。

< 答弁 5 >

災害により発生した、排出者が特定できないゴミについては、市が回収します。また、必要に応じて、町内自治会等から申し出があった場合には、ゴミ袋を配布します。

< 要望 >

最後に要望を申し上げさせていただきます。

台風で流されたゴミはなかったかについては、弁天町で1件あったとのことですが、今後大きなゴミも出てくるかもしれませんので、そんなに件数がないのであれば、通報のあったお宅に回収に行ってくださいようお願いいたします。また、ゴミ袋も有料になりますから是非このような災害によって他人のゴミを排出する場合にはゴミ袋を無料で配っていただくようお願いいたします。

また、各土木事務所にある、どこでどのような被害があったのかという災害時の被害状況のデータや、危機管理課で持っている警戒発令や避難勧告のデータは残されているとのことですから、おそらく消防車の出動記録のデータも残っているのではないかと思います。これらのデータをデータベース化して災害予測と被害回避に活用できないものでしょうか。是非システム構築を研究していただくことを要望いたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。